

社会福祉施設等における虐待等事案の公表に関する指針 (虐待等事案公表ガイドライン)

大 阪 市

第1 目的

この指針は、大阪市所管及び大阪市内における社会福祉施設等において施設従事者等から利用者への虐待等の事案が発生した場合について、社会福祉事業の透明性の確保を図るため、改善指導の一環として公表する手続きに関する基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

この指針において「虐待等」とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第5項に規定する「養介護施設従事者等による高齢者虐待」、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、児童福祉法第33条の10に規定する「被措置児童等虐待」及びこれらに相当するその他の行為を指すものとする。

第3 公表に関する手続き

虐待等事案の公表については、以下の手続きに従うものとする。

- 1 虐待等事案の公表を検討するため、別表第1及び別表第2で構成する「虐待等事案公表検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。委員会は、事案が発生し、虐待等の事実が特定・確認された場合に、第4に規定する公表基準に基づいて、改善指導の一環として、公表することができるものとする。

ただし、公表する場合は、当該法人・施設（以下「法人等」という。）側に対して意見を述べる機会を与えることとする。

- 2 委員会は、第5各項にかかる福祉局所管の事案の公表については別表第1の委員、こども青少年局所管の事案の公表については別表第2の委員により行うものとする。

ただし、本指針の改正等、両局に関わる事項については、必要に応じて、別表第1及び別表第2で構成する各委員会の合意により行うことができるものとする。

また、委員会においては、委員提案等により、必要に応じてオブザーバーの出席を求めるものとする。

- 3 委員会の事務局は、福祉局総務部総務課（法人監理グループ）が所管するものとする。

第4 公表の基準

社会福祉施設等において虐待等により、生命・身体・財産への侵害が発生し、もしくは発生する危険が具体的に生じており、虐待等の発生について組織的な問題があり、虐待等の連續性・再発の恐れが認められるなど総合的に悪質かつ重大と判断した場合には、その事案について公表の対象とする。

なお、公表することによって利用者等との信頼関係を著しく棄損することが認められる場合については、公表しないことができるものとする。

第5 公表時期及び内容

- 1 委員会において、事案が悪質かつ重大で、社会福祉事業の実施に対する社会の信頼を維持するため緊急に公表する必要があると判断した時点で、その内容等について公表する。
ただし、公表にあたっては、利用者等の個人情報については配慮するものとする。
- 2 原則として、法人等に対する改善指導事項が決定した時点で、法人等に通知するとともにその内容等について公表する。
- 3 前記2による公表後、法人等から改善報告書が提出され、その内容等を検討し、当該施設・事業所が適正かつ健全に運営されていると判断した時点で、その内容等について公表する。

第6 公表方法

虐待等事案の内容については、原則として、大阪市ホームページで公表する。

第7 公表にあたっての考慮事項

公表にあたっては、虐待等を受けた利用者、他の施設利用者、通報者及び法人等関係者に対する影響についても十分考慮するものとする。

第8 適用年月日

この指針は、平成22年11月1日から適用する。

この指針は、平成24年4月1日から適用する。

この指針は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1 (福祉局所管の事案の場合)

委 員	福祉局長
委 員	理事
委 員	総務部長
委 員	事業者等指導担当部長
委 員	当該虐待事案を所管する事業担当部長

別表第2 (こども青少年局所管の事案の場合)

委 員	こども青少年局長
委 員	理事
委 員	企画部長
委 員	当該虐待事案を所管する事業担当部長

公表対象施設一覧

令和4年4月1日

施設の種類・事業所のサービス名	事案所管課	指導根拠法	指導監査又は実地調査所管課	施設数 ()は再計
生活保護法による保護施設				
救護施設	福祉局 保護課施設グループ	生活保護法第44条	福祉局 総務課法人監理グループ	12
更生施設				1
老人福祉法による老人福祉施設				
養護老人ホーム	福祉局 高齢福祉課	老人福祉法第19条	福祉局 総務課法人監理グループ	12
軽費老人ホーム		社会福祉法第70条		20
介護保険法による介護サービス事業者				
訪問介護	福祉局 介護保険課 指定・指導グループ	介護保険法第23条、第76条、 第115条の7	福祉局 介護保険課 指定・指導グループ	2,306
(介護予防)訪問入浴介護				33
(介護予防)訪問看護				567
(介護予防)訪問リハビリテーション				35
(介護予防)居宅療養管理指導				0
通所介護				434
(介護予防)通所リハビリテーション				240
(介護予防)短期入所生活介護				167
(介護予防)短期入所療養介護				89
(介護予防)特定施設入居者生活介護				152
(介護予防)福祉用具貸与				394
特定(介護予防)福祉用具販売				341
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護				15
夜間対応型訪問介護				9
地域密着型通所介護				562
(介護予防)認知症対応型通所介護				74
(介護予防)小規模多機能型居宅介護				75
(介護予防)認知症対応型共同生活介護				232
地域密着型特定施設入居者生活介護				6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホームで入所定員が29人以下)				17
看護小規模多機能型居宅介護	13			
居宅介護支援	1,391			
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームで入所定員が30人以上)	146			
介護老人保健施設	85			
介護療養型医療施設	3			
介護医療院	1			
介護予防支援	67			
第1号事業	大阪市介護予防・日常生活支援 総合事業実施要綱第18条 介護保険法第115条の45の7	3,126		
地域包括支援センター	地域包括ケア推進課	介護保険法第115条の46	地域包括ケア推進課	66
障害者総合支援法による障害者支援施設 等				
障害者支援施設	福祉局 運営指導課	社会福祉法第70条 障害者総合支援法第48条	福祉局総務課法人監理グループ 福祉局運営指導課	24
居宅介護				1,969
重度訪問介護				1,832
同行援護				856
行動援護				116
療養介護				4

公表対象施設一覧

令和4年4月1日

生活介護	福祉局 運営指導課	障害者総合支援法第48条	福祉局運営指導課	326	
短期入所				150	
自立生活援助				12	
重度障害者等包括支援				0	
自立訓練				57	
就労移行支援				180	
就労定着支援				78	
就労継続支援				752	
共同生活援助				420	
指定一般相談支援				428	
指定特定相談支援				498	
移動支援				1,550	
地域活動支援センター			福祉局 障がい支援課	50	
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設					
身体障害者福祉センター	福祉局 障がい福祉課	身体障害者福祉法第39条	福祉局 障がい福祉課	2	
点字図書館				2	
児童福祉法による児童福祉施設 等					
障害児入所施設	福祉局 運営指導課	児童福祉法第24条の15、第46条	福祉局総務課法人監理グループ 福祉局運営指導課	11	
児童発達支援				675	
医療型児童発達支援				1	
保育所等訪問支援		児童福祉法第21条の5の21		90	
放課後等デイサービス				743	
指定障害児相談支援				338	
乳児院	こども青少年局 こども家庭課	児童福祉法第46条	(民間施設) こども青少年局保育企画課 (公立、指定管理施設) こども青少年局こども家庭課	6	
母子生活支援施設				4	
児童養護施設				11	
児童心理治療施設				3	
児童自立支援施設		こども青少年局こども家庭課		1	
一時保護所				3	
保育所				390	
保育所型認定こども園	こども青少年局 保育企画課	児童福祉法第46条 子ども・子育て支援法第38条	こども青少年局保育企画課	15	
家庭的保育事業 小規模保育事業(A型・B型・C型)				219	
認可外保育施設		児童福祉法第59条 子ども・子育て支援法第58条の8		544	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)による学校・児童福祉施設					
幼保連携型認定こども園	こども青少年局 保育企画課	児童福祉法第46条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第19条、子ども・子育て支援法第38条、第58条の8	こども青少年局保育企画課	55	
学校教育法による学校					
幼稚園型認定こども園	こども青少年局 保育企画課 (認可は大阪府)	子ども・子育て支援法第38条、第58条の8	こども青少年局保育企画課	28	
「施設型給付」を受ける幼稚園				24	
その他の社会福祉施設等					
ファミリー・サポート・センター事業	こども青少年局管理課	社会福祉法第70条	こども青少年局管理課	24	

公表対象施設一覧

令和4年4月1日

病児・病後児保育事業	こども青少年局管理課	要綱	指導権限は大阪市 (法に基づく調査権限は府)	33
一時預かり事業(一般型)		要綱		
日中一時支援	福祉局障がい支援課	要綱	福祉局障がい支援課	52
有料老人ホーム	福祉局介護保険課 指定・指導グループ	老人福祉法第29条	福祉局介護保険課 指定・指導グループ	419
里親	こども青少年局 こども家庭課	児童福祉法第46条	こども青少年局 こども家庭課	245
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		児童福祉法第34条		23
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)				5
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童対策事業)	こども青少年局 青少年課	児童福祉法第34条の8の3	こども青少年局 青少年課	112
児童いきいき放課後事業		要綱		293
子育て活動支援事業	こども青少年局管理課	要綱	こども青少年局管理課	24

(上記以外の施設等で虐待等事案が発生した場合については、別途協議する。)